

## ＜社会資本総合整備計画における目標及び指標＞

長野県環境部生活排水課

「社会資本整備総合交付金交付要綱」等において、社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施する地方公共団体は、概ね3～5年間で計画する施設整備や事業内容を整理し、社会資本総合整備計画を作成することとされています。

安全で安心な暮らしを実現するために、社会資本総合整備計画に基づき施設整備の進捗を図るため、長野県内公共下水道の整備目標及び指標を以下のとおり設定します。

### 1. 目標の設定

都道府県構想である長野県「水循環・資源循環のみち」構想の推進を社会資本総合整備計画の目標とする。

#### 1. 社会資本整備総合交付金

計画の名称	長野県公共下水道「水循環・資源循環のみち」構想の推進による、安全・安心な暮らしの実現
計画の期間	令和3年度～令和7年度（5年間）
交付対象	※県内市町村（連合・組合）
計画の目標	未普及地域の早期解消及び下水道へ接続するための排水設備設置の促進、農業集落排水施設等の統廃合及びそれに伴う統合に必要な施設、し尿等受入施設の設置等を行い、安心して快適な暮らしを実現する。また、施設の改築更新時期に合わせて省エネ・温暖化対策を行うなど、効率的な管理・運営を図り、安全で安心な暮らしを実現する。

#### 2. 社会資本整備総合交付金（重点計画）

計画の名称	長野県公共下水道「水循環・資源循環のみち」構想の推進による、安全・安心な暮らしの実現（重点計画）
計画の期間	令和3年度～令和7年度（5年間）
交付対象	※県内市町村（連合・組合）
計画の目標	農業集落排水施設等の統廃合及びそれに伴う処理場の増設やし尿等受入施設の設置等を重点的に行い、効率的な管理・運営を図り、安全で安心な暮らしを実現する。

#### 3. 防災・安全交付金

計画の名称	長野県公共下水道「水循環・資源循環のみち」構想の推進による、安全・安心な暮らしの実現（防災・安全）
計画の期間	令和3年度～令和7年度（5年間）
交付対象	※県内市町村（連合・組合）
計画の目標	下水道施設の老朽化対策及び耐震化対策を効率的に行うことにより、施設の持続的な管理・運営を図る。また、令和元年東日本台風による下水道施設の被害を踏まえたハード・ソフト両面からの浸水被害の軽減、頻発する地震に備えた下水道施設耐震化の実施や非常用発電設備、マンホールトイレの設置等を行い、安全で安心な暮らしを実現する。

#### 4. 防災・安全交付金（重点計画）

計画の名称	長野県公共下水道「水循環・資源循環のみち」構想の推進による、安全・安心な暮らしの実現（防災・安全）（重点計画）
計画の期間	令和3年度～令和7年度（5年間）
交付対象	※県内市町村（連合・組合）
計画の目標	令和元年東日本台風による下水道施設の被害を踏まえたハード・ソフト両面からの浸水被害の軽減、頻発する地震に備えた下水道施設耐震化の実施や非常用発電設備、マンホールトイレの設置等を重点的に行うなど、安全で安心な暮らしを実現する。

### 2. 定量的指標等の設定

社会資本総合整備計画の定量的指標は、前整備計画(H28～R2)の取組みを継続させつつ、新たな取組みへの着手及び推進を図るものとする。

なお、他の国庫補助金、交付金及び市町村単独費等で実施したのもも成果に含むものとする。

#### ■未普及地域の早期解消

■未普及地域の早期解消のため、污水管渠及び処理場を整備します。



#### ○整備方針等

- 全国における整備方針は、R8までに污水処理施設の概成を目指す。  
※「概成」は污水処理人口普及率95%以上

#### ○長野県の整備現状

- R2末時点の污水処理人口普及率98.0%
- R2末時点で污水処理人口普及率が95%未満の市町村は10市町村（下水道事業を実施している市町村に限る）
- R2末下水道処理人口普及率84.3%

#### 1. 下水道処理人口普及率の向上【社資】

都道府県構想の中期目標(R7目標)に向けて未普及対策を推進する。

- 目標値は都道府県構想に記載されたR7目標値（86.7%）
- 現況値はR2末の下水道処理人口普及率（84.3%）

表 下水道処理人口普及率

当初現況値 (R2末)	中間目標値 (R5末)	最終目標値 (R7末)
84%	86%	87%

<算定式>

下水道処理人口普及率  

$$= \frac{\text{下水道を利用できる区域内人口（人）}}{\text{長野県の行政人口（人）}}$$

- ◆当該指標における最終目標値は、行政人口を分母として下水道を利用できる人口の割合を示すものである。下水道、農業集落排水施設等、浄化槽（合併処理浄化槽）及びコミュニティ・プラントの污水処理施設の普及状況を統一的に表現した污水処理人口普及率について、R7末までに概ね100%を目指す。

## 2. 汚水処理施設の概成【社資】

未普及対策及び全体計画区域の見直しにより、下水道事業を実施している全ての市町村において汚水処理施設の普及率95%以上を達成する。

- 母数及び目標数は下水道事業を実施している全市町村数（64）
- 現況数はR2末に汚水処理人口普及率95%以上となっている市町村数（54）

◆「下水道事業を実施している全市町村」は、下水道法第4条に基づく事業計画により事業を実施中の市町村を指す。

## 3. 排水設備の設置促進

下水道管に接続するための排水設備の設置に対して補助を行うなど、接続率向上に向けた取組を行う。

- 定量的な指標は設定しないが、水洗化資金補助、宅内汚水ポンプ設置補助、私道における排水設備設置補助等により、接続率向上を目指す。

## 4. 下水道に関する広報活動

下水道事業のPR、事業実施に関する住民理解を得る等の目的で広報活動を行う。

- 定量的な指標は設定しないが、カラーマンホール蓋設置、ホームページ、広報誌、YouTube、テレビ放送、出前講座、環境教育の推進等により、下水道事業のPRや事業実施に関する住民の理解を深める。

### ■施設の計画的な改築更新

■老朽化した下水施設の改築更新を行い、延命化します。



中央監視装置の更新

管更生

### ○整備方針等

- 全国におけるストックマネジメント策定率はR1末時点で60%を超える。
- 「腐食のおそれの大きい箇所」は5年に1回以上の点検義務がある（下水道法）。
- 電気・機械設備の標準耐用年数は15～20年であり、全国の多くの処理場・ポンプ場が改築更新の時期を迎えている。

### ○長野県の整備現状

- ストックマネジメント計画策定率はR1末時点で36%にとどまる。
- 「腐食のおそれの大きい箇所」の点検実施率はH30末時点で管渠21.1%、人孔62.8%となっている。
- 全国的な動向と同様に長野県においても多くの処理場・ポンプ場が改築更新の時期を迎えている。

表 汚水処理施設概成の達成率

当初現況値 (R2末)	中間目標値 (R5末)	最終目標値 (R7末)
84%	94%	100%

<算定式>

汚水処理施設概成の達成率

= 汚水処理人口普及率95%以上の市町村数  
/ 下水道事業を実施している全市町村数

## 1. スtockマネジメント計画策定及び公表の推進【社資】【防災安全】

交付金を活用して施設の改築更新を行うためにはストックマネジメント計画を策定する必要がある。計画的な改築更新を行うための第1段階として、ストックマネジメント計画の策定・公表により、「見える化」をする。

- 母数及び目標数は下水道事業を実施している全団体数（65）
- 現況数はR2までに計画策定済の団体数（36）

◆連合や組合で実施している場合があるため、「市町村数」ではなく「団体数」としている。

◆「下水道事業を実施している団体」は、下水道法第4条に基づく事業計画により事業を実施中の団体に木曽広域連合を加えた65団体を指す。

表 スtockマネジメント計画を策定・公表率（見える化する率）

当初現況値 (R2末)	中間目標値 (R5末)	最終目標値 (R7末)
55%	80%	100%

<算定式>

ストックマネジメント計画策定・公表率（見える化する率）

= スtockマネジメント計画策定・公表済の団体数  
/ 下水道事業を実施している団体数

## 2. 処理場・ポンプ場の機能保全【社資】【防災安全】

処理場及びポンプ場について、老朽化に起因する機能停止を防止するため、優先順位をつけて改築更新を行う。

- 母数は過去3年間の日数
- 現況数はH30～R2の3年間の、老朽化に起因する処理場及びポンプ場の水質事故による水質基準値超過日数（0）
- 目標値は、老朽化に起因する処理場及びポンプ場の水質事故による水質基準値超過日数0

表 処理場及びポンプ場の機能保全率

当初現況値 (R2末)	中間目標値 (R5末)	最終目標値 (R7末)
1,000‰	1,000‰	1,000‰

<算定式>

処理場及びポンプ場の機能保全率  
= 1 - (過去3年間の老朽化に起因する  
処理場及びポンプ場の水質事故による  
水質基準値超過日数  
/ 過去3年間の日数)

◆「過去3年間」は、当初現況値の時点がH30-R2、中間目標値の時点がR3-5、最終目標値の時点がR5-7を指す。

◆母数の設定（過去3年間の日数）

当初現況値の母数（H30-R2の日数）：1,096日

中間目標値の母数（R3-5の日数）：1,095日

最終目標値の母数（R5-7の日数）：1,095日

◆‰（千分率）は、1000分の1を1とする単位

### 3. 処理場・ポンプ場の耐震性能の確保【社資】【防災安全】

処理場及びポンプ場について、耐震診断及び耐震化工事を行い、耐震性能を確保する。

- ・母数は全処理場・ポンプ場の数（148箇所）
- ・目標数は全処理場・ポンプ場の数の40%（60箇所）
- ・現況数はR2までに耐震性能を確保している処理場・ポンプ場の数（39箇所）

- ◆最終目標値は、計画期間の期末における目標値であり、R8以降に更なる耐震化率向上を目指す。

表 処理場及びポンプ場の耐震化率

当初現況値 (R2末)	中間目標値 (R5末)	最終目標値 (R7末)
26%	33%	40%

＜算定式＞  
 処理場及びポンプ場の耐震化率  
 = 耐震性能が確保されている処理場及びポンプ場（箇所）  
 / 県内の処理場及びポンプ場の数（箇所）

### 4. 管渠及びマンホールの機能保全【社資】【防災安全】

管渠及びマンホールの老朽化に起因する道路陥没や事故を防止するために、優先順位をつけて改築更新を行う。

- ・母数は過去3年間の日数
- ・現況数はH30～R2の3年間の、老朽化に起因する管渠及びマンホールの事故による道路通行制限日数（5）
- ・目標値は、老朽化に起因する老朽化に起因する管渠及びマンホールの事故による道路通行制限日数の維持（5）

- ◆「過去3年間」は、当初現況値の時点がH30-R2、中間目標値の時点がR3-5、最終目標値の時点がR5-7を指す。
- ◆母数の設定（過去3年間の日数）  
 当初現況値の母数（H30-R2の日数）：1,096日  
 中間目標値の母数（R3-5の日数）：1,095日  
 最終目標値の母数（R5-7の日数）：1,095日
- ◆%（千分率）は、1000分の1を1とする単位

表 管渠及びマンホールの機能保全率

当初現況値 (R2末)	中間目標値 (R5末)	最終目標値 (R7末)
995%	995%	995%

＜算定式＞  
 管渠及びマンホールの機能保全率  
 = 1 - (過去3年間の老朽化に起因する管渠及びマンホールの事故による道路通行制限日数 / 過去3年間の日数)

### 5. スtockマネジメントに関する情報提供・意見聴取

ストックマネジメントの導入及び実践のため、使用者である住民や関係機関等へ施設管理に関する情報を分かりやすい形で提供し、周知に努める。

- ・定量的な指標は設定しないが、ストックマネジメントに関するパンフレット作成、意見聴取、アンケート実施等により、使用者である住民や関係機関等の理解と協力を得る。

### 6. 施設情報システム（データベース）の構築

下水道施設の点検・調査や修繕・改築によって得られる情報を施設情報システム（データベース）に整理・蓄積して継続的な施設維持を図る。

- ・定量的な指標は設定しないが、下水道施設の点検・調査や修繕・改築によって得られる情報を整理し、継続的に施設情報システム（データベース）を構築する。

## ■処理区の統廃合による効率化

### ■生活排水処理の効率化を図るため、処理区の統廃合を行います。



### ○整備方針等

- ・ H30.1に『汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について』が国土交通省等4省から発出され、R4までに各都道府県において広域化・共同化計画を策定することとされている。
- ・ 国土交通省主催の会議やブロック会議等において、広域化・共同化に関する議論が交わされている。

### ○長野県の整備現状

- ・ 農業集落排水処理施設は、ピーク時に305処理区整備されたが、R1末時点で264処理区まで統合を進めている。ただし、全国的に見ると依然、処理区数が多い状況である。
- ・ H7.7に「長野県下水道広域管理構想」を策定し、その後、都道府県構想に広域化・共同化関連事項を位置付けている。また、H30.3に「農業集落排水施設統合マニュアル」を策定し、統廃合の支援を行っている。毎年、「生活排水行政に係る広域的な連絡調整会議」を開催するなど、広域化・共同化について話し合いを行っている。

### 1. 農業集落排水施設等の統廃合による経営効率化の推進【社資】【社資（重点）】

生活排水処理の効率化の実現に向け、農業集落排水施設等の統廃合を推進する。

- ・ 母数は都道府県構想に位置付けた農業集落排水統合処理区数（105）
- ・ 目標数は都道府県構想においてR7までに統合することとしている農業集落排水統合処理区数（86）
- ・ 現況数はR2までの農業集落排水統合処理区数（46）

表 都道府県構想に位置付けた農業集落排水統合処理区数に対する、統合した農業集落排水の処理区数の割合

当初現況値 (R2末)	中間目標値 (R5末)	最終目標値 (R7末)
44%	63%	82%

<算定式>

都道府県構想に位置付けた農業集落排水統合処理区数に対する、統合した農業集落排水の処理区数の割合  
 = 統合した農業集落排水の処理区数  
 / 都道府県構想に位置付けた農業集落排水統合処理区数

### 2. し尿等受入施設の設置によるコスト縮減【社資】【社資（重点）】

生活排水処理の効率化のため、し尿等受入施設を設置する。

- ・ 縮減費用は、年間し尿処理経費、年間維持管理費及び年間換算建設改良費の合計額とする。

表 し尿等の下水道への投入により縮減する年間し尿処理経費、年間維持管理費及び年間換算建設改良費

当初現況値 (R2末)	中間目標値 (R5末)	最終目標値 (R7末)
0百万円	0百万円	40百万円

- ◆ 5年間かけてし尿等受入施設の計画策定、調査・設計、工事を進めるため、中間目標値は0百万円としている。

## ■PPP/PFI手法等の活用による整備・管理の広域化・効率化

### ○整備方針等

- ・ 下水道に携わるコンサルタント業界の技術者は減少しており、維持管理に関する業界の技術者は増加している。
- ・ より民間の創意工夫を生かすため、処理場の運転管理の包括的民間委託や下水汚泥の有効利用のPFI事業等の導入が進められている一方で、包括的民間委託においては、自治体職員の技術力の低下により、官が実施すべき監視・評価が十分には行われていないなどの課題が指摘されている。

### ○長野県の整備現状

- ・ 市町村の下水道経営は厳しい状況にあり、広域化・効率化によるコスト縮減はその課題を解決する1つの方法と言える。
- ・ 令和3年3月末現在、県内において、処理場の包括的民間委託を行っている市町村数は8、ポンプ場の包括的民間委託を行っている市町村数は1、管路の包括的民間委託を行っている市町村数は1である（流域下水道分は除く）。

### 1. PPP/PFI手法等の活用による施設管理効率化の推進【社資】【社資（重点）】

執行体制の脆弱化や老朽化施設の増大が進む中、サービス水準を持続的に確保するため、PPP/PFI手法等を活用し、整備・管理を広域化・効率化する。

- ・ 5年間で1団体のPPP/PFI手法等の活用（地域活力向上）に関する計画を策定・公表し、「見える化」をする。

表 下水道地域活力向上計画の策定・公表（見える化）団体数

当初現況値 (R2末)	中間目標値 (R5末)	最終目標値 (R7末)
0団体	0団体	1団体

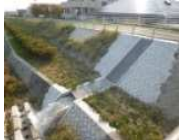


■防災・減災対策の取組

■局地的な大雨に対応するために対策を行い、浸水被害を軽減します。

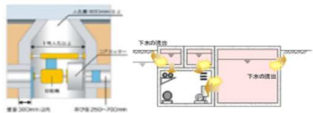


内水浸水被害



ポンプによる排水

■処理場や管渠の耐震化を図り、地震時の被害を最小限にします。



マンホールの耐震化

処理場の耐震化



マンホールトイレ

○整備方針等

- 頻発する地震や近年のゲリラ豪雨に伴う被害を軽減するため、施設の耐震化や雨水渠の整備等、様々な対策が行われている。
- 施設の耐水化や内水ハザードマップ作成・公表については、国土交通省から促進・推進の通知が発出されている。
- 「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」の会議において、非常用発電設備については72時間以上の燃料備蓄の確保が必要とされた。

○長野県の整備現状

- 地震対策や浸水対策について取り組んでいるが、施設の耐水化はR1末時点において、施設の耐水化はほぼ0%であり、内水ハザードマップ作成・公表は4市にとどまっている。
- 台風19号において甚大な被害を受けたため、再度災害防止や被害軽減措置を早期に実施していく必要がある。
- 長野県の下水道施設において、非常用電源は設置されてきているが、72時間以上の電源が確保されている施設は0%である。

1. 内水浸水被害の防止及び軽減【防災安全】【防災安全（重点）】

雨水渠や雨水貯留管等のハード整備を行い、内水被害を軽減する。対象地域は主に浸水実績のある排水区を対象とする。

- 母数は全排水区における排水面積 (23,241ha)
- 目標数は全排水区における排水面積の40% (9,296ha)
- 現況数はR2までに全排水区における整備済の排水面積 (8,400ha)

◆最終目標値は、計画期間の期末における目標値であり、R8以降に更なる推進を行う。

表 都市浸水対策達成率

当初現況値 (R2末)	中間目標値 (R5末)	最終目標値 (R7末)
36%	38%	40%

<算定式>  
都市浸水対策達成率  
= 整備済の排水面積 (ha) / 県内の全排水区における排水面積 (ha)

2. 下水道施設の耐水機能の確保【防災安全】【防災安全（重点）】

浸水防止のために処理場及びポンプ場における耐水化の設計または工事を行う。主に計画規模(L1)の洪水に対して浸水する処理場及びポンプ場を対象とする。

- 母数は計画規模(L1)の洪水に対して浸水する処理場及びポンプ場の数 (59箇所)
- 目標数は計画規模(L1)の洪水に対して浸水する処理場及びポンプ場の数の80% (48箇所)
- 現況数はR2までに耐水化工事完了により揚水機能を確保した処理場及びポンプ場の数 (4箇所)

- ◆計画規模 (L1) の降雨 (洪水) とは、河川整備において超えることがあってはならない降雨量として設定されたものである。計画規模 (L1) の降雨 (洪水) は河川毎に異なるが、耐水化においては、概ね30~100年に1回程度の降雨 (洪水) を対象とする。
- ◆最終目標値は、計画期間の期末における目標値であり、R8以降に更なる推進を行う。

表 下水道施設の耐水化率

当初現況値 (R2末)	中間目標値 (R5末)	最終目標値 (R7末)
7%	30%	80%

<算定式>  
下水道施設の耐水化率  
= 耐水化工事完了により揚水機能を確保した処理場及びポンプ場の数 (箇所) / 計画規模(L1)の洪水に対して浸水する処理場及びポンプ場の数 (箇所)

3. 重要な幹線等の管渠における耐震機能の確保【防災安全】【防災安全（重点）】

被災時に重要な交通機能への障害を及ぼすおそれのある緊急輸送路等に埋設されている管渠の耐震化を推進する。

- 母数は重要な幹線等の管渠の全延長 (2,534.4km)
- 目標数は重要な幹線等の管渠の全延長の50% (1,267.2km)
- 現況数はR2までに耐震性能が確保されている延長 (1,198.6km)

- ◆「重要な幹線等」は以下のとおり
  - 原則として流域幹線の管路
  - ポンプ場、処理場に直結する幹線管路
  - 河川・軌道等を横断する管路で地震被害によって二次災害を誘発するおそれのあるもの、及び復旧が極めて困難と予想される幹線管路
  - 被災時に重要な交通機能への障害を及ぼすおそれのある緊急輸送路等に埋設されている管路
  - 相当広範囲の排水区を受け持つ吐き口に直結する幹線管路
  - 防災拠点や避難所、又は地域防災対策上必要と定めた施設等から排水を受ける管路
  - その他、下水を流下収集させる機能面から見てシステムとして重要な管路
- ◆最終目標値は、計画期間の期末における目標値であり、R8以降に更なる耐震化率向上を目指す。

表 重要な幹線等における耐震化率

当初現況値 (R2末)	中間目標値 (R5末)	最終目標値 (R7末)
47%	48%	50%

<算定式>  
重要な幹線等における耐震化率  
= 耐震性能が確保されている管渠の延長 (km) / 県内の重要な幹線等の管渠の全延長 (km)

#### 4. 処理場の重要施設における耐震機能の確保【防災安全】【防災安全（重点）】

処理場の重要施設である揚水施設、沈殿施設及び消毒施設の耐震化を推進する。

- 母数は全処理場における揚水・消毒・沈殿施設総数（254施設）
- 目標数は全処理場における揚水・消毒・沈殿施設総数の50%（127施設）
- 現況数はR2までに耐震化済の揚水・消毒・沈殿施設総数（108施設）

- ◆最終目標値は、計画期間の期末における目標値であり、R8以降に更なる耐震化率向上を目指す。

表 処理場の重要施設における耐震化率

当初現況値 (R2末)	中間目標値 (R5末)	最終目標値 (R7末)
42%	46%	50%

＜算定式＞  
 処理場の重要施設における耐震化率  
 =耐震性能が確保されている揚水・消毒・沈殿施設の数  
 /県内の全処理場における揚水・消毒・沈殿施設の総数

#### 5. 内水ハザードマップ作成・公表の推進【防災安全】【防災安全（重点）】

災害の危険度が伝わるきめ細やかな情報発信の取組として、内水ハザードマップを作成し、地域住民等ハラスク情報周知を推進する。

- 母数及び目標数は事業計画に雨水計画を位置付けた市町村数（22）
- 現況数はR2までに作成・公表している市町村数（4）

- ◆「事業計画に雨水計画を位置付けている市町村」は、下水道法第4条に基づく事業計画において、雨水計画を位置付けている市町村を指す。

表 内水ハザードマップの作成・公表率

当初現況値 (R2末)	中間目標値 (R5末)	最終目標値 (R7末)
18%	60%	100%

＜算定式＞  
 内水ハザードマップの作成・公表率  
 =内水ハザードマップを作成・公表済みの市町村数  
 /事業計画に雨水計画を位置付けている市町村数

#### 6. 災害時応急復旧資機材整備による早期の機能回復【防災安全】【防災安全（重点）】

災害時応急復旧資機材として可搬式非常用発電機、仮設配管、可搬式ポンプ、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、土のうステーション等を整備する。

- 母数は県内の処理場及びポンプ場の揚水・消毒・沈殿施設の総数（300施設）
- 目標数は全処理場及びポンプ場における揚水・消毒・沈殿施設総数の90%（270施設）。
- 現況数はR2までに応急復旧資機材により機能が回復できる施設数とする。（201施設）

- ◆連合や組合で実施している場合があるため、「市町村数」ではなく「団体数」としている。
- ◆「下水道事業を実施している全市町村」は、下水道法第4条に基づく事業計画により事業を実施中の市町村を指す。
- ◆最終目標値は、計画期間の期末における目標値であり、R8以降に更なる耐震化率向上を目指す。

表 地震や水害等で一旦機能が停止しても、応急復旧資機材により機能が回復できる施設の割合

当初現況値 (R2末)	中間目標値 (R5末)	最終目標値 (R7末)
67%	80%	90%

＜算定式＞  
 地震や水害等で一旦機能が停止しても、応急復旧資機材により機能が回復できる施設の割合  
 =応急復旧資機材により機能が回復できる揚水・消毒・沈殿施設の数  
 /県内の処理場及びポンプ場の揚水・消毒・沈殿施設の総数

#### 7. マンホールトイレの整備による避難所の充実【防災安全】【防災安全（重点）】

大規模災害時における迅速な復旧支援の取組の1つとして、避難所等にマンホールトイレを設置する。

- 母数は公共下水道の事業計画区域内に整備することが望ましい避難所等の数に相当するマンホールトイレの数（2,625個）
- 目標数は避難所等の数の20%に相当するマンホールトイレの数（525個）
- 現況数はR2までに整備したマンホールトイレ(下部構造)の数（381個）

- ◆マンホールトイレ個数には下水道部局以外の設置・管理分を含む。
- ◆「事業計画区域」は、下水道法第5条に基づく予定処理区域を指す。
- ◆最終目標値は、計画期間の期末における目標値であり、R8以降に更なる実施率向上を目指す。

表 下水道法に基づく事業計画の区域内における避難所数に対する、マンホールトイレ設置基数の割合

当初現況値 (R2末)	中間目標値 (R5末)	最終目標値 (R7末)
15%	18%	20%

＜算定式＞  
 下水道法に基づく事業計画の区域内における避難所数に対する、マンホールトイレ設置基数の割合  
 =マンホールトイレ(下部構造)整備数  
 /県内の公共下水道の事業計画区域内における避難所等の数

#### 8. 不明水対策の実施

汚水の溢水や終末処理場の処理能力超過等を防止するため、不明水対策を実施する。不明水対策を実施することで、下水道経営の健全化や衛生上のリスク低減等も期待できる。

- 定量的な指標は設定しないが、不明水調査、雨天時浸入水対策、地下水浸入水対策、その他の不明水対策を実施し、不明水に起因する災害を防止する。

#### 9. 流域治水による内水浸水被害の軽減

下水道以外の部局や個人・民間事業者と協力し、内水浸水被害を軽減する。また、住民への内水浸水の情報伝達を行う。

- 定量的な指標は設定しないが、排水ポンプ車導入、雨水・水位情報システム構築(遠隔監視等)、雨量レーダー設置、水防倉庫設置、民間・個人への雨水貯留浸透施設設置補助等により、内水浸水被害の軽減を図る。

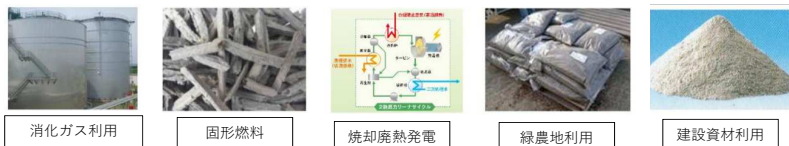
#### 10. 防災意識醸成のための活動

住民の防災意識を醸成するための活動を行う。

- 定量的な指標は設定しないが、ホームページ、広報誌、YouTube、テレビ放送、出前講座等により、住民の防災意識の向上を図る。

- 汚泥の利活用の推進
- 汚泥の安定処分とリスク分散
- 汚泥処理の広域化・共同化による効率化

■汚泥処理の利活用や資源化を図るため、下水汚泥再利用、新たな汚泥利活用技術の導入、汚泥処理の効率化等を促進する。



### ○整備方針等

- 下水道法の改正により、下水汚泥再生利用の努力義務が規定された。
- 広域化・共同化による施設統合とともに、バイオマス集約処理や下水汚泥の資源・エネルギー利用を推進する動きが高まっている。
- 小規模処理場の消化ガス発電等についても、実証実験が行われている。

### ○長野県の整備現状

- 県内における下水汚泥利活用の取組は、消化ガス発電が4処理場で稼働、下水熱が2団体に利用、地域バイオマス受入及び積雪対策の実績は0となっている。

### 1. 持続可能な事業運営のための下水汚泥やその他のバイオマスの利活用【社資】【社資（重点）】

下水汚泥とその他のバイオマスを集約処理し、回収した資源を利活用することにより、持続的な事業運営をすることも地域に貢献する。

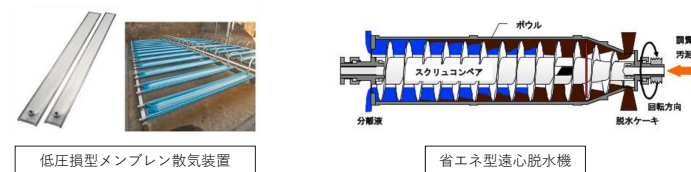
- 5年間で1団体の下水汚泥・バイオマス利活用（下水道リノベーション）に関する計画を策定・公表し、「見える化」をする。

表 下水道リノベーション推進総合計画の策定・公表（見える化）団体数

当初現況値 (R2末)	中間目標値 (R5末)	最終目標値 (R7末)
0 団体	0 団体	1 団体

### ■地球温暖化対策・省エネルギー対策

■地球温暖化対策・省エネルギー対策として、省エネ型設備導入やバイオガス発電によるエネルギー利用等を行います。



### ○整備方針等

- 「新下水道ビジョン」の中期目標において、下水道で消費するエネルギーを約1割削減するとともに、下水道から排出される温室効果ガス排出量を約11%削減する、とされている。
- 省エネ技術や省エネ型設備、運転管理改善により省エネが推進されてきている

### ○長野県の整備現状

- 公共下水道及び農業集落排水事業においては、省エネ・温暖化対策の取組について把握できていない。
- 流域下水道においては、「長野県流域下水道“ZERO”エネルギープラン」に基づき、省エネ化・創エネ化を進めている。

### 1. 省エネ対策の実施

省エネ機器導入、測定機器設置による省エネの運転管理等により、省エネ対策を行う。

- 定量的な指標は設定しないが、設備の改築更新時における省エネ機器導入や測定機器設置による省エネの運転管理等により省エネ対策を行う。

- 経営基盤の強化、持続的な管理経営
- 収入確保・経費削減、経営の健全化

各団体で取り組むべき課題であり、交付金を活用して実施する内容ではないため、次期整備計画における指標設定は行わないこととする。なお、人口3万人未満の地方公共団体については、令和6年度までに公営企業会計に移行する。